

A

記録年月日 令和 7 年 9 月 25 日

自動車検査証記録事項

111250223445

1. 基本情報										
自動車登録番号又は車両番号										
車台番号	TR 2 5 6 - 0 8 7 9									
登録年月日/交付年月日	令和 7 年 9 月 25 日	初度登録年月	平成 17 年 7 月	有効期間の満了する日	令和 9 年 4 月 14 日					
2. 所有者・使用者情報										
所有者の氏名又は名称										
所有者の住所										
使用者の氏名又は名称	***									
使用者の住所	***									
使用の本拠の位置	北海道北広島市大曲 8 2 5 - 8 [50533 0062]									
3. 車両詳細情報										
車名	タダノ [153]									
型式	SD - TR 2 5 6			原動機の型式	6 M 6 0					
自動車の種別	大型特殊		用途	-		自家用・事業用の別	自家用			
車体の形状	ホイール・クレーン [072]			乗車定員	1 人		最大積載量	- kg		
車両重量	26340 kg	車両総重量	26395 kg		長さ	1113 cm	幅	262 cm	高さ	345 cm
前前軸重	13190 kg	前後軸重	- kg	後前軸重	- kg	後後軸重	13150 kg	総排気量又は定格出力	7.54 L	
燃料の種類	軽油			型式指定番号				類別区分番号		
4. 備考										
[札幌]、移転登録、管轄変更入 自動車重量税 非課税 令和7年度エネルギー消費効率（JH25モード燃費値）算定未了 [受検種別] 持込検査車 [検査時の点検整備実施状況] 点検整備記録簿記載なし [受検形態] その他（使用者以外の者により受検が代行された場合） *保安基準緩和* [認定年月日] 平成16年5月17日 [四国運輸局]] 1.35 [緩和事項] [002] 幅, [004] 車両総重量, [005] 軸重, [006] 輪荷重, [056] 隣接軸重, [009] 接地圧, [098] 一括緩和 [制限事項] [002] 自動車の後面及び運転者席には、幅を表示すること。、[004] 自動車の後面及び運転者席には、車両総重量を表示すること。、[005] 自動車の後面及び運転者席には、軸重を表示すること。、[006] 自動車の後面及び運転者席には、輪荷重を表示すること。、[008] 自動車の後面及び運転者席には、接地圧を表示すること。、[091] 運行記録計を備え、運行状況の記録をすること。、[095] 自動車の後面及び運転者席には、隣接軸重を表示すること。 以下余白										

【注意事項】

記録事項はシステム登録時点の情報となります

車両ID T9465TS1163981



#167



第 54503 号	移動式クレーン検査証		
製造検査又は申請 検査及び住所	株式会社 ターダーノ 高松市新市町甲33番地		
設 置 地			
事 業 の 名 称			
種類及び型式	伸縮する ホイールクレーン GR-250N-1		
つり上げ荷重	25.00t		
製造検査又は使用検査 の刻印番号	香54503		
有効期間	検査者印	有効期間	検査者印
平成 17 年 6 月 24 日から 平成 19 年 6 月 23 日まで		23 年 7 月 27 日から 25 年 7 月 26 日まで	
平成 17 年 6 月 24 日から 平成 19 年 7 月 26 日まで		25 年 7 月 27 日から 27 年 7 月 26 日まで	
19 年 7 月 27 日から 21 年 7 月 26 日まで		27 年 7 月 27 日から 29 年 7 月 26 日まで	
21 年 7 月 27 日から 23 年 7 月 26 日まで		29 年 7 月 27 日から 31 年 7 月 26 日まで	
平成 17 年 6 月 24 日			
香川労働局長			



日付	記 事 欄	検 査 印
平成 17 年 6 月 24 日	製造検査施行・クレーン等安全規則第59条の 規定に基づき検査証を交付する。	
17 年 7 月 26 日	設置報告書受理 柴木新樹氏等監修 クレーン規則第6条第2項により有効期間を 延長する (延長日平成 17 年 7 月 27 日)	
19 年 6 月 20 日	性能検査実施 (社) 日本クレーン協会道東検査事務所 異常を認めない	
21 年 7 月 17 日	性能検査実施 (社) 日本クレーン協会道東検査事務所 異常を認めない	
23 年 7 月 11 日	性能検査実施 (社) 日本クレーン協会道東検査事務所 異常を認めない	
25 年 7 月 1 日	性能検査実施 (社) 日本クレーン協会北海道検査事務所 異常を認めない	
27 年 7 月 6 日	性能検査実施 (社) 日本クレーン協会北海道検査事務所 異常を認めない 特 号 合 格	
29 年 7 月 5 日	性能検査実施 (社) 日本クレーン協会北海道検査事務所 異常を認めない 合 格	
31 年 4 月 11 日	性能検査実施 (社) 日本クレーン協会北海道検査事務所 異常を認めない 合 格	
年 月 日	事業場からの申出に基づき、有効期間満了日を 平成 3 年 4 月 11 日に繰り上げる 全 部	
令和 3 年 4 月 9 日	性能検査実施 (社) 日本クレーン協会北海道検査事務所 異常を認めない 合 格	
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		

日付	記 事 欄	検査者印
5 年 4 月 5 日	性能検査実施(一社)日本クレーン協会北海道検査事務所 合 格	
7 年 4 月 2 日	性能検査実施(一社)日本クレーン協会北海道検査事務所 異常を認めない 合 格	
7 年 8 月 22 日	検査証書替申請受理 書替する (E) 丹羽鉄筋興業株式会社 帯広労働基準監督署	
令和 7 年 9 月 18 日	検査証書替申請受理 書替する (B) 有限会社 7-14 貿易 札幌東労働基準監督署	
年 日		
月 年 日		
月 年 日		
月 年 日		
月 年 日		
月 年 日		
月 年 日		
月 年 日		
月 年 日		
月 年 日		
月 年 日		



第 54503 号 (移動式クレーン) 検査証 (続紙)

有効期間	検査者印	有効期間	検査者印
31年7月27日から 令和3年4月11日まで		年 月 日から 年 月 日まで	
32年4月12日から 5年4月11日まで		年 月 日から 年 月 日まで	
5年4月12日から 7年4月11日まで		年 月 日から 年 月 日まで	
7年4月12日から 9年4月11日まで		年 月 日から 年 月 日まで	
年 月 日から 年 月 日まで		年 月 日から 年 月 日まで	
年 月 日から 年 月 日まで		年 月 日から 年 月 日まで	
年 月 日から 年 月 日まで		年 月 日から 年 月 日まで	

様式第8号(第9条、第59条、第99条、第143条、第177条関係)

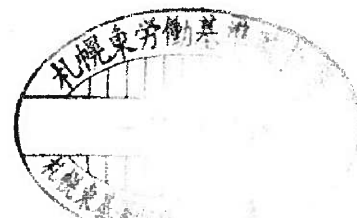
(移動式クレーン)検査証再交付書替申請書

種類及び型式	ジブが伸縮するホイールクレーン GR-2501N-1	つり上げ荷重 又は積載荷重	25.00 t
設置地			
事業の名称			
検査証番号	第 54503 号	製造検査又は使用 検査の刻印番号	香54503
再交付又は 書替の理由	機械購入の為		

令和 7 年 9 月 18 日

収入印紙

労働基準監督署長 殿
労働局長



備考

- 1 表題の()内には、クレーン、移動式クレーン、デリック、エレベーター又は建設用リフトの別を記入すること。
- 2 表題の「再交付」及び「書替」のうち、該当しない文字は、抹消すること。
- 3 「製造検査又は使用検査の刻印番号」の欄は、移動式クレーンの場合に記入すること。
- 4 収入印紙は、申請者において消印しないこと。